

ハローワーク品川にて雇用保険を受給されている皆さまへ

## 《次回の「失業認定日」について》

次回の「失業認定日」については、下記の点に留意して対応をお願いします。  
ただし、次回の認定日より前に就職が決まった場合は、就職の手続が必要になる  
ので、お問い合わせ下さい。

- 1 郵送による証明認定（初回認定日等「雇用保険受給資格者証」のない方を除く）  
新型コロナウイルス感染防止のため、緊急事態宣言解除<sup>\*1</sup>後の最初の失業認定日までの認定日については、「失業認定日の特例措置」により郵送による手続も可能です。

※1 緊急事態宣言解除後、2回目以降の認定日については、感染より重篤化する恐れがある方（60歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方及び妊娠中である方）のみ対象となります。

まん延防止等重点措置の対象期間中及び当該期間終了後の最初の失業認定日についても感染懸念等の理由により郵送での失業認定を希望される場合は、郵送で行うことも可能です。

- 2 認定日に来所

所定の認定日に来所いただき、失業の認定手続きを行います。

なお、次回認定日の前日までに認定日を変更して来所いただき、失業の認定手続きを行うことも可能です。

ご来所の際には、マスク着用等、感染予防対策をお願いいたします。

### 【就職活動実績について（来所、郵送共通）】

緊急事態宣言発令中の期間が認定期間に1日以上含まれる方又は上記の郵送による証明認定を行う方については、求職活動実績の基準を適用せずに給付を行うことができます。

※まん延防止等重点措置については、郵送による認定申告の方のみ対象となります。

※失業認定申告書の3欄、イに○をし、「新型コロナウイルスの感染防止のため求職活動が行えなかった」と記入して下さい

※当該理由にて求職活動が行えなかったことについてのアンケート等を後日お願いする場合があります。

## 《郵送による失業の認定について》

1. 郵送していただく時期

認定日からおおむね1週間以内に発送してください。認定日の日付よりも前  
にご提出（発送）することはできません。

## 2. お送りいただく書類（必須）

- ① 雇用保険受給資格者証（原本）※<sup>2</sup>

※<sup>2</sup> 封筒に入るように折り曲げ可。

- ②失業認定申告書

- ③**手続終了後の返却用封筒**を必ずお送り下さい。

長型3号封筒を各自ご用意下さい。返却用の封筒は、切手の貼付は不要。  
受取先の住所※<sup>3</sup>、氏名を記入して下さい。

※<sup>3</sup> 受取先は、求職登録されている住所以外でも可。簡易書留を受理できる  
ところを指定してください（不在時、郵便局での保管期限7日）。

### 【注意事項】

- (1) 失業認定申告書の備考欄に「**新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難**」  
と「**日中ご連絡がつく電話番号**」を必ず記載してください。
- (2) 失業認定申告書は記入漏れ、間違いのないよう記載してください。
- (3) 失業認定申告書の記載内容についてお尋ねしたいことがある場合には、お電話でご確  
認させていただきますので、ご了承ください。
- (4) 内容に不備がある、連絡が取れない場合は支給が遅れることがあります。  
申告期間内に「就労、内職・手伝い（収入のみを含む）」をされた場合は、「事業  
所名等、勤務時間、仕事内容、内職等収入」などのメモを添えてください。

## 3. 送付方法

ハローワーク品川 雇用保険給付課あてにお送り下さい。

送付する封筒の表面に「**郵送による証明認定書類在中**」と朱書きして下さい  
送付中の紛失事故防止のため、なるべく記録が残る発送方法※<sup>4</sup>（特定記録、  
簡易書留等）でお送り下さい。

※<sup>4</sup> 相当数の郵送が見込まれるため、発送後2週間以内の収受の問い合わせは、ご  
遠慮ください。

## 4. 送付後の流れ

ハローワークに到着後、失業の認定及び基本手当振込等の処理を行い※<sup>5</sup>、雇  
用保険受給資格者証と次の失業認定日用の失業認定申告書（支給終了となった  
方は雇用保険受給資格者証のみ）をおおむね1週間程度でご返送いたします

※<sup>5</sup> 入金日については、処理後の受給資格者証が到着してから概ね5日  
（受給資格者証に印字された日より概ね1週間）以内となります。

【送付先・問い合わせ先】〒108-0014

東京都港区芝5-35-3

ハローワーク品川 雇用保険給付課

電話 03(5418)7310

～申告は 正しくもれなく ありのまま～